

平成 26 年度（2014 年度）NGO・外務省定期協議会

「全体会議」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成 26 年度（2014 年度）NGO・外務省定期協議会「全体会議」
議事次第

日 時：平成 26 年 6 月 27 日（金）14:00～16:00

場 所：外務省 8 階南 893 国際会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) ODA 大綱見直しについて
- (2) 「NGO と ODA の連携に関する中期計画」進捗状況
- (3) 「女性・平和・安全保障に関する行動計画策定にかかる進捗」
- (4) 草の根・人間の安全保障無償資金協力 ペルーにおける本邦 NGO によるフォローアップ調査
- (5) イスタンブール原則を学ぶための手引き（別冊）について

3. 協議事項

- (1) 2013 年度 NGO・外務省定期協議会の成果と課題
- (2) 他省庁にまたがる地球規模課題に関する意見交換の持ち方について／ESD ユネスコ世界会議、第 3 回国連防災世界会議等

4. 閉会挨拶

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

木原政務官も来られましたので、今年度 NGO・外務省定期協議会「全体会議」を始めさせていただきます。

本日は、私、外務省民間援助連携室の川口と、GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会の稲場代表とで司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

よろしくお願いいたします。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

本日は、お手元の議事次第のとおり、報告事項として5件、協議事項として2件が予定されており、所要時間は約2時間を予定しています。

最初に、3点、注意事項を申し上げます。

第1に、本日の会議の議事録は、逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

第2に、発言者は、最初に所属と氏名をよろしくお願いいたします。

第3に、時間を有効に使えるよう、発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

それでは、木原政務官から冒頭の御挨拶をいただきたいと思います。

政務官、よろしくお願いいたします。

1. 冒頭挨拶

◎木原外務大臣政務官

皆さん、こんにちは。外務大臣政務官の木原誠二でございます。

こうして本年度最初の NGO・外務省定期協議会を開催することができまして、本当にありがとうございました。また、多くの皆様にこうして参加をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

今日は、先ほどお話がありましたように、報告事項、また協議事項と盛りだくさんでありますけれども、本年度の最初のキックオフということでございますので、ぜひ御協力いただければと思っております。

皆様には本当に、この私どもの ODA の裾野を広げていただき、また、顔の見える協力という意味ではお力添えをいただいております。さらに言えば、いろいろな意味で国際協力人材をどう育成していくかという面においても、NGO の皆様には本当に力強い、さまざまな角度からお力添えをいただいておりますことを、この場をおかりして御礼を申し上げたいと存じます。

今日は最初の皆様への報告事項として、ODA 大綱の見直しに関する有識者会議の報告と
いうことがございます。御案内のとおり、本年、ODA の供与を始めて 60 周年という節目
の年に当たりまして、私どもとして 11 年ぶりに ODA 大綱の見直しをやっていこうと。こ
の間のさまざまな国際環境の変化、また、私たちの国をめぐる環境の変化というものも踏
まえながら、この ODA 大綱の見直しをしていこうということで有識者会議を設置させて
いただきました。

NGO の皆様からは、JANIC の理事長の大橋さんにも御参加いただきまして、極めて有
益で、また闊達な、率直な御意見をいただいたと認識しております。大橋さんの立場から
すると、全部意見が盛り込まれたかどうかということについてはまたいろいろお立場があ
ろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、非常にいいインプットをいただ
いたと思っております。

私どもとしても、市民社会の皆様のさまざまな御意見をいただくということで、東京並
びに神戸でも意見交換の場を持たせていただいて、その場においてもさまざま御意見を
いただきました。この ODA 大綱につきましては、年内をめどに大綱そのものの見直しを
していくということでございます。

有識者会議の報告書は昨日、岸田外務大臣のほうに報告を提出いただいたわけであり
ますが、これからさらに大綱そのものの見直しということで議論をまた深めていかなければ
いけないと思えますので、どうぞ引き続き、さまざまな御意見を賜れば大変ありがたい
と思っております。

また、今日は NGO と ODA の連携に関する中期計画ということについて、昨年 12 月に
皆様と外務省との間でタスクフォースを設けさせていただいたわけですが、その進
捗についても報告をさせていただきたいと思っております。また、お手元の議題にありま
すように、女性・平和・安全保障に関する行動計画の策定についての進捗状況を含め、さ
まざまな課題について報告・協議をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

冒頭申し上げましたとおり、ODA 供与 60 周年ということで、我々はまさに 60 年をか
けてさまざまな ODA の蓄積、経験を蓄えてきたわけですが、また、この外務省と
NGO の皆様との定期協議も 19 年目ということで伺っております。どうぞ、この ODA が、
開発効果がより一層強く発揮できるように、皆様の協議会を通じてさまざまにインプット
をいただきますようお願いして、冒頭の挨拶にかえさせていただきたいと思えます。

今日は本当によろしくお願いいたします。ありがとうございます。

2. 報告事項

(1) ODA大綱見直しについて

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

木原政務官、どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、報告事項に入ります。

報告事項の（1）「ODA大綱見直しについて」です。高杉課長、お願いいたします。

○高杉（外務省国際協力局 政策課長）

国際協力局政策課長の高杉でございます。いつもお世話になっております。

報告事項の1番目ということで、ODA大綱見直しに関する有識者懇談会でございますけれども、今、木原政務官からも申し上げさせていただいたとおり、今年の3月に有識者懇談会を、大橋理事長も参加していただいた形で立ち上げさせていただきまして、6月まで4回にわたって会合を行っていただきました。

その議論の結果、8名の有識者懇談会メンバーの方々の意見をある程度集約したものであるということで、昨日、岸田大臣に報告書を御提出いただきましたので、今、お手元にその報告書の本文と骨子ということで表裏1枚紙が配付されていることと思います。

詳細については、今朝の新聞等でも大きく報道されておりますし、この本文そのものをご覧いただければと思います。今朝の報道では、安全保障の側面に特に焦点が当てられていたという事情はございますけれども、実際には、中身を見ていただければおわかりのとおり、そのみならず、民間資金の重要性、官民連携を進めていかなければいけない、その上でODAがそういった民間の投資を誘導するための触媒的な役割を果たすべきであるという点についても指摘をいただいております。

それから、貧困削減と成長との関係については、懇談会の中でさまざまな議論がございましたけれども、2ページ目の「重点課題」の冒頭のほうに「質の高い成長（包摂性、持続可能性、強靱性）とそれを通じた貧困撲滅」と書いてございますが、やはり貧困撲滅は重要ですが、その国の自律的發展を促す観点から、成長も重要である。ただ、成長だけでは取り残される人もいるかもしれないということで、人間の安全保障の理念に基づいて、そういった方々を救っていく、包摂的な成長を図っていくことが重要であるということで、質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅という形での課題の設定とがなされております。

それから、平和・安全の分野においては、これまでも重点課題の一つとして平和構築というものが掲げられておりましたけれども、ポスト・コンフリクト国に対する支援等の平和構築だけですとちょっとスコープが狭いということもございまして、グッドガバナンス・法の支配の確保、平和・安定・安全、こういった点も発展の前提となる基盤ではないかという観点から、重点課題で少しスコープを広げたというところがございます。

さらに、ODA 卒業国に対する支援です。OECD/DAC の定義上、ODA に当たらない、そういった援助についても日本として、各国が抱える課題への対応、例えばカリブの小島嶼国のような大きな脆弱性を有するような国に対する支援は必要ではないかということで御提言をいただいたということでございます。

その他、非軍事的手段による平和の希求については、これまで援助実施の原則の 2 番目に位置づけられておりましたけれども、この点については懇談会の委員の先生から、平和国家日本、今年 ODA60 周年ですけれども、これまで、この非軍事的手段を通じて国際社会の平和、安定、繁栄に貢献してきた。これが国際社会の尊敬を勝ち得てきたという、この歴史を踏まえて、このラインというのはぜひ堅持すべきであるという強い意見が示されまして、基本方針の一番冒頭に、この「非軍事的手段による平和の希求」というものが示されたということでございます。

これは今、安倍政権のもとで積極的平和主義という考え方が打ち出されておりますが、それは防衛力の整備という話だけではなくて、この ODA という非軍事的手段によって国際社会に貢献していくという点が非常に重要であるということ御指摘をいただいたということでございます。

今般、この報告書をいただいたことを踏まえまして、ODA 大綱の見直しにつきましては、前にも申し上げたかと思っておりますけれども、今年の年末までに閣議決定という形で成案を得たいと考えております。今後、この報告書を踏まえて、政府部内において新大綱の策定プロセスに入っていきたいと思っております。

まず、外務省で一案をつくり、関係省庁を含めて政府部内の調整を行った上で、さらに外部からもいろいろ、これまでも意見を経済団体、NGO、その他、各省庁も含めて、さまざまな意見をいただいているところでございますけれども、そういった意見を踏まえながら、今年の後半にかけて策定プロセスを進めていきたいと考えているところでございます。

先ほど木原政務官からも申し上げたとおり、この NGO・外務省定期協議会の枠内でも ODA 政策協議会ということで、東京で 1 度、意見交換の場を持たさせていただきましたし、また、関西においては NGO のみならず一般の方々も含めて意見交換の場を設けさせていただきました。今年の後半にかけて、具体的に大綱の策定作業というプロセスに入るに当たって、引き続き皆様方の意見を踏まえて検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

そうしましたら、NGO 側からということで、国際協力 NGO センター、JANIC の大橋理事長からお願いいたします。

●大橋（国際協力 NGO センター）

ありがとうございます。

お手元にパワーポイントの印刷されたものがあるかと思います。懇談会での議論に見る評価点と疑問・問題点で、これは実は私、昨日の夜、第6回アジア防災閣僚級会議から帰ってきてまいりましたので、余りきちんと直していないといえますか、本当はつけ加える点とか直す点があったのですけれども、その前のバージョンで書いておりますので、申しわけありませんが、主なポイントは変わっておりませんので、簡単にポイントだけ申し上げます。

私にとっては疾風怒濤のような4カ月であったような気がいたしております。こういう経験をさせていただいたことは感謝申し上げますのですが、なかなかつらいものがありましたというのが正直な話であります。しかし、多分、外務省の方に言わせれば、これが社会の風なのだ、おまえも少し当たれと課長あたりが心の中ではおっしゃっているような気がいたします。

最初に相手を持ち上げるのは普通の手ですから「評価すべき2点」と書いてありますが、本当は3点で、1つはODAの量的目標というものが、比較的、好意的に、その確保をどうするか。こちら辺は結構、外務省にとっても重要なことだと思いますけれども、これを書いていただいたことはよかったかと思っております。

2番目に、これは私が強くお願いしたことですが、普通、在外公館に行ったり、国際協力局に行っても、NGOのこととか社会開発のことを専門にされている方がいらっしゃらなくて、経済班があり、政治班があり、文化班があるのに、社会開発やCSO/NGOの班がないというところは、これはJICAさんを含めて、もっとそれを専門職といいますか、そういうものの価値を置いて組織にさせていただきたいということを理解していただいたことはすごくありがたかったです。

それから、開発協力についてです。私どものお願いをよく取り入れていただきました。もちろん、それ以外にも細かいところへ行けば幾つも前向きに取り上げていただいたことがあります、そういうことです。

ただ、おわかりのとおり、大体後半に評価する点があつて、前半の考え方とかフィロソフィーについては幾つか議論が残ったかなと思っております。

それで、援助の疑問というものを今から簡単に5点ばかり申し上げますが、最初に援助は、全体の中で日本の経験を生かすという言い方でもって、日本の経済利益みたいな、企業の、経済界の短期的な国益といいますか、利益がODAを通じて、今でも行われているわけですけれども、それが今後、一層強くなるのではないかと思っております。

それは2つの意味で懸念に思っております、そういうふうにODAという、いわば企業にとっての補助金を使って国際市場に出ていくということは、国際市場のフェアネスを曲げることになってしまいますし、やはり世界から見てそういう護送船団みたいなやり方をしていて今さらいいのかという批判を招くのではないかということ懸念しているということです。

2 番目ですが、これは成長と開発という言葉をめぐるさんざん議論をさせていただきました。私は、成長というものは開発の一つの手段にすぎないのであって、成長を目指して開発も一つに位置づくのですけれども、ほかにも公正な分配とか、不正がないこととか、それが同様の位置に扱われるべきで、そちらをどちらかといえば ODA を扱うべきであるというふうに、もちろん、成長の呼び水になることを否定するわけではないのですけれども、その度合いがはっきりしなかったということを残念に思っております。

日本は、まさにそういう意味では社会政策、社会福祉制度、農地改革等を通じて、世界に類を見ない平等な社会といいますか、公正な社会を築き上げてきたわけですから、そういう社会政策を強くする ODA という姿勢をもっと打ち出さないと、日本が世界をリードできないのではないかとこのことを懸念しております。

3 番目に、名前ですが、これは発表になったのであれですが、開発協力大綱ということが私どものほうからこの有識者会議で提案されました。ただ、ODA 大綱から開発協力大綱にかわるのはなぜかといえば、民間資金が ODA 資金の 2.5 倍以上になったということで、そこが貧困とか開発に貢献する度合いが多い。これは全く反対いたしません。

ただ、民間資金がどうすればそうなるのかということの議論をしないまま、例えば 1 年 3 カ月前にバングラデシュのラナ・プラザというものが倒壊しましたし、バングラデシュは相変わらず、しょっちゅう縫製工場の火事は続いておりますし、いろいろな問題が、もちろん、ODA の不正事件だけではなくて、民間資金がいいこともやれば、悪いこともやるというのがあるのに、その議論をどういうふうにしちんと制度化していくのか、たがをはめていくのか。そのことによって、より質のいい成長ができるかという議論をしないで、これを開発協力大綱にすることに私は最後までちゅうちょがありました。

本来なら、開発協力大綱の下に ODA の部と民間資金の部とか、経済開発の部と社会開発の部といった区分けをすることで、何が議論するもとなのかということがよりはっきりわかったのではないかとこのことは非常に残念に思っております。

4 点目ですが、やはり軍事で、これは新聞によっていろいろ取り扱いのトーンが違いますが、やはりグレーゾーンが結果的には拡大したと認識しております。グレーゾーンを認識するというのは、例えばこれは私の言い方なのですが、セクハラとかパワハラというのは相手のとり方の問題なのです。これは私たちからとってみれば軍事援助ではないけれども、相手から見えたらどうなのかという視点のほうが NGO にとっては非常に重要な問題で、世界的にも多分そういうふうになっていくのだと思っております。

国内的な事情があるからこういうふうにならざるを得ないというのは、状況的にはよくわかるのですけれども、NGO 的にはやはり決して理解できないところで、私たちは日本国憲法に書かれたような、紛争回避の手段としての武装を、武力を使わないとか、非武装、中立でいくという原則を少なくとも NGO は貫こうとか、あるいは日本の ODA も貫くことが長期的な利益としては間違いなくうまくいくのではないかと思っております。

最後に、先ほど言ったことですが、持続可能な開発と、持続可能な成長というも

のは違います。国際議論では持続可能な開発というものが主な議論であると私は理解していて、こちらのほうはほとんどが成長になってしまっているのです、ですから、持続可能性ということをごだけ本当に懇談会の皆さんが、私を含めてですが、理解をしていたのか。

ただ何となく続く成長みたいなことを言っているだけで、本来なら世代間の平等、私たちの子や孫や、私の場合はもうすぐ死にますので、もっとその先のことを考えなくてはいけないかも知れませんが、そういうところも同じようにエンジョイできる環境を残すという、その世代間平等の考え方をちゃんと貫けたかどうかということが非常に疑問に思っております。

最後のまとめのところですけども、日本のこういう外交文書ですから、やはり日本の掲げる理念をきちんと高く掲げて、なるほどと思わせるようなところを出していただきたいと思います。そのことによって、国際社会での日本の地位、発言力が向上します。そういう役割をぜひ今後の中で考えていただければと思います。

以上です。これは私の考えでございます。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

ありがとうございます。

所要時間が来ておりますけれども、昨日、有識者懇談会の報告書が提出されたことありまして、NGO側から3名の方の手短な御発言の要望が来ております。

●稲場（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会）

まず、関西 NGO 協議会の清家さんのほうから御発言いただきます。よろしくお願ひします。

●清家（関西 NGO 協議会）

関西 NGO 協議会の清家と申します。

私のほうからプロセス、いわゆる有識者懇談会の NGO 側からの代表のプロセスについて意見をさせていただきたいと思ひます。

外務省さんの方から有識者懇談会に対する、それを行うということが非常に短い期間で出されて、そして、何日までに出してこいと、ほとんど2日か1日ぐらいのそういうスパンの中で出されて、私もそのとき、たまたま娘の卒業式で京都におりまして、頻りに電話がかかってきて、どうしますかということがありました。

本当は NGO 側としては、前回の ODA 大綱の改定するときも複数名、NGO 側から2名出させていただいているのですけれども、複数名出したかった。それで、名前をこちら側から大橋さんを含め何名か、2名の方を出して、最終的にはどちらかを選べみたいなことになってしまったのはちょっと残念で、ぜひ現場の声が反映されるような ODA ということがあるべきで、NGO 側としては複数名出したいと思っていたのですけれども、結局、大

橋さんが代表として出ているということは、私どものほうとしては、NGO 側としては残念で、もう少しそういうプロセスの時間をいただきながら相談ベースでしていただけたらと思いました。

今後、これが ODA 大綱がいわゆる具申書といいますか、上申書が出されたわけですから、国民と、いわゆる市民と話をしていくときに、やはりそのプロセスをもう少し時間をいただきながら、きちんと説明をしていく、またはそういう時間をとっていただくことを丁寧にやっていただければということが私どものほうからの要求です。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

ありがとうございます。

次に、JANIC の谷山さん、お願いします。

●谷山（国際協力 NGO センター）

JANIC の谷山です。

私のほうからは、非軍事のことだけではないのですけれども、現 ODA 大綱の原則の部分について質問をさせていただきます。

基本的には、外務省臨時政策協議会などでも現在の原則を基本的に堅持するというふうに言ってくださったので、それについては、もしそうであれば高く評価したいと思います。実際の報告書の中には原則として書かれていたものが基本方針あるいは ODA 実施上の配慮事項にばらばらに切り分けられているという感じを持っています。

そこで質問なのは、この原則という形でのこういう重要な事項は記載されなくなるのか。原則としての扱いではなくなるのかということ。そして、もしそうであった場合に、例えば配慮事項として書かれている軍事的な転用、あるいは紛争助長回避というものはどのように担保されるのか、あるいは検証されるのかということです。

報告書の中には、これまでできなかったこと、やるべきだ、あるいはやれるという形で積極的な部分が多く出てきていますけれども、もう一つ、とても大事なことは、やってはいけないこと。これをしっかりと押さえないと大綱にはならないのではないかと思いますので、原則の部分について、どのように担保するのか、どのような扱いにするのかということをお聞きしたいと思います。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

最後に、ODA 改革ネットワークの高橋さん、お願いします。

●高橋（ODA 改革ネットワーク）

ありがとうございます。ODA 改革ネットワークの高橋です。

きのう発表されました、この懇談会の報告書を拝見させていただいて、確かに高い理念

というものも一つ、一方で見えていいのですけれども、私の問題意識は、仏をつくって魂入れずということになっては仕方がないだろうという気がしています。

今、谷山のほうからも原則の徹底という話もありましたが、ただ、気になるのは、今回、懇談会の報告書の中でどういうものがポイントかといいますと、やはり多様なアクターと連携をしながら、いろいろな可能性のできることをやっていく。それで、質のよい成長ということなのだろうと思います。いろいろな意味で可能性の幅を広げたというのが今回のポイントだろうと思っています。

それならば、それと同時に平和国家・平和主義としているところの理念をきちんと守るためには、恐らくこれを実際やっていく上での具体的なメカニズムはどうあるべきかというところがとても大事になってくると思っています。文書だけで終わるものではないと思っています。

たしか、これは ODA 大綱の見直しと書いてあって、文書だけの見直しで終わるのかなという感じもしないでもないですけれども、そこを少し緩めて、いろいろなことができるようになったのはいいのですが、逆にそうであるならば、しっかりとしたメカニズムをどうつくるかということ、もし今、お考えのものがあればお聞きしたい。

例えば民間との連携であるならば、JBIC のガイドラインの見直しをしていく必要があるのかどうかとか、それから、もしくは安全保障・平和構築をしっかりとやるとするならば、例えば国連の安全保障委員会とか平和構築委員会とか、そういった機構改革にどういうふうに働きかけをしていくのか。実際に日本の外務省の、MOFA としての機構改革・組織改革みたいなことも考えていく必要があるのかどうかとか、それから、いろいろな多様なアクターとの連携があれば、PDCA サイクルが少し機能しなくなる可能性がある。そうなれば、実はそこをどういうふうに担保していくのか。そこら辺のメカニズムをどう考えるか。

そこら辺、もし具体的な、ここは多分、外務省さんの仕事になってくると思いますので、ぜひ、今の段階で考えていることがあるのならば教えていただきたいと思います。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

ありがとうございます。

報告事項ということですので、今、外務省側から答えることがありましたらお答えいただいて終わりにしたいと思います。いかがですか。

石兼局長、お願いします。

○石兼（外務省国際協力局長）

ありがとうございます。

懇談会からいただいた報告書について御質問いただいて、私がお答えするのもしいかかなものかという感じもちょっとするのですが、私はずっと懇談会に出させていただきましたので、私が受けとめた範囲において、私のお考えを申し上げたいと思います。いや、それ

は違うというなら、大橋さん、それは違うとすぐ言ってください。

代表制の問題について、時間をとってという御指摘をいただきました。今後のプロセスの中では、またしっかりと今の御指摘を念頭に置いていきたいと思えます。また、そういう御指摘もございましたので、報告書ができ上がる前にこういった、東京でも関西でもやらせていただきましたし、また今後、実際の大綱を私どもが書きおろした後のプロセスの中では、我々は年末ということ念頭に置いておりますので、その時間の中でまたいろいろな御意見をいただく機会を設けていきたい。このように考えております。

それから、谷山さんからいただいた、原則はどうなるのか。私ども、この4原則の重要性は全く変わらないと思えます。その中で軍事の話は特に重要だから、方針、フィロソフィーの中に一番最初に持ってこようというのがかなりの多くの委員の方からの御意見であったと私は受けとめております。ですから、それはダウングレードではなくてアップグレードと私自身は受けとめた次第でございます。

ただ、これはその後、高橋さんのあれにもかかわってきますが、どうやって担保するか。これは文書で担保するわけではないですよ。文書をつくって、我々がそれを実施して行って、その実施を皆さんがごらんになって、そして、その中で批判を受け、コメントをして、いろいろな実施を通じて、実践を通じて担保されていくわけであって、これは法律ではないわけですから、我々のこの絶え間ない対話とインターアクションの中で担保されていく。こういうものであると思っております。法律であれば、それは裁判所に持っていけばいいわけですが、そういうことではないと私は思っております。

それから、メカニズムで、メカニズムをどうするかというのは大変大きな質問で、今、私、これについてすぐぱっとお答えすることは非常に難しいのではないかなと思っております。

例えば、民間との連携については御意見をいただきまして、また、大橋さんのほうから疑問点などもいただいております。この報告書の中で、民間との連携の中でこういう一文があるのです。

アジアにおいて ODA がハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、民間企業の投資が促され、それが当該国の成長と貧困削減につながっている事例の重要性を再認識する。こうした認識を踏まえ ODA の実施においても途上国の開発とインクルーシブビジネス等の接点を求める試み（近年行われている中小企業支援などを含む）を深化させていくことを検討すべきである。日本企業の活発な経済活動が途上国の開発につながるような ODA は、援助に対する国民の支持を幅広く獲得していく上でも重要である。但し、その際、連携の在り方が無責任なもたれ合いにならないよう、責任分担を含めその内容を明確に書く必要がある。ODA の目的はあくまでも途上国・国民の持続可能な開発・発展、貧困削減であることを十分に踏まえることが前提であり、ODA とともに実施される民間投資においては、①その経済的利益をできるだけ多くの人々が享受すること（包摂性）、②投資を通じて社会の抵抗力（経済変動、気候変動、

自然災害など）が向上すること（強靱性）、③投資を通じて人々の能力構築が促されること、などの点が確保されるよう留意する必要がある。

こういう御指摘もいただいております、では、こういうものをどういうふうにしてやっていくのか、一つ一つ丁寧に考えていく必要があると思います。

申しわけございません、今、私からどうだと、ああだ、こうだというふうにはまだ申し上げられません。これから大綱を書きおろして考えていきますけれども、既に報告書の中にはこうした、こういうことを考えろというヒントもいただいている。とりあえず、これだけ申し上げたいと存じます。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

木原政務官、お願いいたします。

◎木原外務大臣政務官

非常に貴重な御意見をいただいて、3点ほど私の考えをお伝えしたいと思います。

まず今回、やはりアクター、リソースを含めて、少しスコープを広げようという議論をしたのは間違いありません。スコープを広げる結果、大橋理事長からもお話しいただいたように、言葉が適切かどうかは別として、ある種のグレーなゾーンができてしまうというのはやむを得ないことかなと思います。

ただ、グレーなゾーンというものがずっと残っていいわけではありませんので、スコープを広げた結果、グレーなゾーンができた以上は、今、局長から話がありましたように、これは現場のレベルで、それから、実際に援助を実施する中において、少しずつそれを明確化していく。しかし同時に、それをずっと待っているのもまた余り賢い手段ではないと思いますので、これから大綱を現実書き上げていく中で、どこまで何ができて、何ができないのか、明確化していく作業は私どももしっかりやっていきたいと思っておりますし、その中で力をいただければと思います。

2点目は、軍事のところはさまざまマスコミの報道、濃淡ありますが、岸田外務大臣が明確に国会でも述べているように、軍事目的には使わないという、この原則については曲げるつもりは全くございません。

その中で、しかし他方で若干のグレーゾーンができるのも事実でありますので、1点目で申し上げたようなプロセスを通じて、何かできて、何ができないのか、原則をしっかり掲げながら、これは皆さんとも、外務省内でも、また政府・与党内でもしっかり議論してまいりたいと思っております。

最後に、やや短期的ではないか、利益が前面に出ているのではないかという御指摘がございますが、先ほど局長から10ページのところを読んでいただいたように、私たちはやはり、あくまでもこれは日本企業のためであるとか、日本の国益の追求のためであるということは、そうではないのであろうと思います。

他方で、これだけ財政も厳しくなっておりますし、やはり国民の理解を得るのも非常に重要な局面であろうと思っておりますから、そういう国民の理解を得ながら、どういうふうに国際益、あるいはより広い国際的な公共益を追求していくかということを苦心した結果がこれであるというふうに御認識をいただければと思います。

この点についても、しっかりバランスのあるものをこれから大綱の中にしっかり盛り込んでいきたいと思っておりますので、ぜひ引き続き、これはまたリバイズバージョンが理事長から出てくると思っておりますから、しっかり受けとめながらやっていきたいと思っております。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

ありがとうございます。

それでは、時間も過ぎておりますので、この議題につきましてはこれにて終了させていただきます。

続きまして、報告事項（２）『NGOとODAの連携に関する中期計画』進捗状況』について、江原室長お願いいたします。

（２）「NGOとODAの連携に関する中期計画」進捗状況

○江原（外務省国際協力局 民間援助連携室長）

ありがとうございます。

本件中期計画策定に関するタスクフォースの進捗状況報告書の構成を NGO 及び外務省合同で作成しましたので、概略はお手元に報告書が行っていると思うのですが、それに沿って御報告させていただきたいと思っております。

この報告書は、これまでのタスクフォースでの議論の中で、NGO、外務省、JICA にも入っていただきまして、3者で基本的な方向性の一致を得た事項のみについて簡潔に今日の全体会合では報告する機会を得ようという方針のもとで作成いたしました。

本件中期計画については、外務省と NGO とで取り組むべきであるということで、御記憶と思っておりますけれども、1年前の、2013年7月の第1回の連携推進委員会において合意されて、NGOと外務省とでタスクフォースが年末に編成されました。JICAの参加も得まして、昨年末に第1回の会合を皮切りとして、別添のパワポの色のついた紙のほうなのですが、NGO側から骨子の提案をいただきまして、その項目に沿って、月1回のペースで、これまで都合7回のタスクフォースが開催されました。

タスクフォースの会合においては、本当に一つ一つ丁寧に、かつ御協力を得まして、精力的に議論が行われました。6月までの約半年間ということなのですが、その7回の会合の中で、本日のA4判の縦長の報告書の2にあります、6つの項目まで議論を終了することができました。

具体的には、2にありますとおり「（１）目的」「（２）ODA政策決定過程の情報公開と

NGO の参加の強化」「(3) ODA 本体事業への NGO の参入の拡大」「(4) NGO ネットワーク及び政策提言活動への支援」「(5) 市民による多様な国際協力活動の支援環境整備」、最後に「(6) 外務省・JICA の人材交流の促進」という 6 つの項目でございます。

議論すべきことは、このパワーポイントの基本方針のところでございますけれども、あと 4 つほどが残っております。今後、その 4 つを早急に議論して固めていく作業に移っていきたいと思っております。

6 つの項目の内容につきましては、今日は時間の制約もありますので、恐縮ですが、読んでいただければ、なるべくわかりやすく書いたつもりでございますので、どうぞ御一読をお願いしていただければと思います。ですから、今日は要点のみ報告させていただきたいと思っております。私の後に NGO 側から JANIC の山口事務局長のほうからも補足的に説明をしていただきたいと思います。

さて、最初の「(1) 目的」についてでございますけれども、今回の中期計画は 2006 年、平成 18 年に最初に策定されました、NGO との戦略的連携に向けた 5 カ年計画を踏まえた第 2 次の 5 カ年の中期計画として、さらなる連携の強化と方向性の共有のために作成されるということが一つの大きな目的でございます。

それに加えて、NGO と ODA の連携・協力の 3 本柱である資金協力、能力向上、対話に加えて、第 4 の柱として、NGO と ODA とのパートナーシップを強化するために、協働ということも加えるべきであるということも議論されました。

そして、ODA と NGO の途上国支援によって一層高い開発効果を得るためにも、双方が今後新たに出現していくであろう途上国のさまざまな開発課題にも、もっと途上国の NGO も巻き込みながら、NGO、ODA、途上国の市民社会の三つどもえで協働していくことなどを目的に据えるべきであるという議論がございました。

続きまして「(2) ODA 政策決定過程の情報公開と NGO の参加の強化」についてでございますけれども、ODA に対する市民の理解と参加を促進するために、まずは ODA の上位政策から NGO の連携無償資金協力 (N 連) の運営方針についてまで、連携推進会議の場などを活用しながら情報交換をよくして、NGO・ODA 双方で取り組んでいきたいと思いますというところで議論し、一致いたしました。

2 番目の点としては、日本の ODA 政策に反映させるために、援助の効率化を図るためには、日本にいる、我々はもとより、在外公館、JICA 事務所、そして日本の NGO の 3 者ももっと途上国の NGO ネットワークについて知らなければならない。実はあまり、みんなよくシステムチックに、かつ継続的に途上国の NGO をフォローしていないのではないかという指摘がございまして、そのとおりであるということで、その第一歩として、まず調査を行うという議論をいたしました。この調査につきましては、民間援助連携室が 5 年間を待つことなく、早速アクションをとらせていただこうと考えております。

「(3) ODA 本体事業への NGO の参入の拡大」につきましては、先ほどの N 連や JICA 草の根技術協力の NGO の優先案件の中から、優良案件の中から、技プロ等の ODA 本体

事業につなげて、NGOにODAの一翼と責任をもっと担ってもらうように、NGO・ODAともに協力していきましょう、それから、インフラ整備事業などにおいて住民移転や環境配慮等で現地コミュニティとの間で問題が発生する、そういったことが予見されるような場合には、NGOの参画・協力が有意義であるので、もっと参加の方途を双方で探っていくべきである、さらにはN連の一般管理費の強化ということも検討していくことが議論されました。

「(4) NGO ネットワーク及び政策提言活動への支援」につきましては、アドボカシー NGO の政策提言でいろいろと外務省もアドバイスをいただいて裨益してきた反面、日本の社会においては個人や企業のアドボカシー NGO に対する資金協力が必ずしも多くはないので、ODA としてももっとどんな支援が可能かということを検討していくべきではないか、具体的には、NGO 研究会というスキームがございませうけれども、その研究会やスタディーツアー等の NGO 環境整備支援事業や N 連でも政策提言の要素が大きい事業を NGO のほうに形成していただく、といった検討もしていくという議論がなされました。

「(5) 市民による多様な国際協力活動の支援環境整備」については、NGO、外務省及び JICA の 3 者が協力して、学校教育も含めて、国際協力の広報・啓発の諸活動にもっと積極的に取り組んでいくべきこと、また、NGO においても、都市と地方の二極化が進んでおりますので、地方の小規模の NGO に何とか支援の可能性がないかということが議論されました。

最後に「(6) 外務省・JICA の人材交流の促進」につきましては、なかなかお互いに人的にリソースの制限があったり法的に縛りがある中で、なかなか難しい問題はあるのですが、できる範囲で NGO、外務省、JICA とも工夫しながら、できるところからやっという議論がなされました。

以上、NGO、外務省及び JICA にとって重要な 6 つの項目について議論が行われました。これらについて、基本的な方向性で一致を見ましたので、本日このように御報告させていただきましても、今後は積み残しの 4 つの項目がありますので、タスクフォースの議論を続けさせていただいて、今年度内をめどに双方が Win-Win となるような形で、双方のパートナーシップ強化のために、中期計画の完成を目指して作業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

どうもありがとうございました。

続きまして、JANIC から山口事務局長、よろしく申し上げます。

●山口（国際協力 NGO センター）

JANIC 事務局長の山口です。

今、江原室長のほうから詳細な報告をしていただきましたので、少し背景を含めてつけ加えさせていただくことを何点か申し上げます。

1つは今回、実はこの中間報告書をつくるに当たっては、ぎりぎりまでかなりやりとりをしました。細かい文言を含めて、NGO としてはこういうことを入れてもらいたいというものもあったのですが、最終的には両者が一致したところということで表現などを落としたところもあります。今回のこの報告書につきましては、これは中間的に皆様に共有するというのでつくりましたので、これがそのまま最終的な文書になるのではないということで、それは1つリマインドしておきたいと思います。もう少し深く議論しなくてはいけない点が幾つか残っているということです。

それと、この文書のもとになるものにつきましては、NGO のほうで広く意見を求めまして、それを整理したものがこの基本方針の中にあるAからIまでの項目になるのですが、これにつきましては単にNGO にとってのメリットではなく、あくまでも、目的にありますように、途上国の開発課題への貢献に対してNGO・ODA、それぞれが連携することによって高い効果を得るといふ、それが目的であるということを確認しました。ですから、NGO がいろいろとこうしてくれ、ああしてくれではなくて、こういう連携によって大きな効果を果たし得る、強いて言えば、それが日本の世界に対する貢献、あるいは日本が世界から尊敬されるべき地位につくといふ、そういった意味で連携するということがあります。

それと、先ほど目的のところ、4番目に「協働」という言葉がつけ加えられたといふ、これはNGO 側から強く要望して的確に入ったものですが、協働といふのは、単に今まで外務省が資金を協力する、あるいはNGO の能力強化のためにいろいろな施策をするといふ、上から下というわけではないのですけれども、資金を持っているODA からNGO への支援ということが中心になってきたのですが、そうではなくて、NGO にはもともと専門性、例えば長く途上国の現場にいて、その地域、その分野、国について知識・経験がある。そういうことですか、あるいは今、地球規模課題の議論において、国際舞台でほかの国の市民社会とともに議論をしておる。そういう経験・知見を持って、日本のODA や国際協力に十分協力し得る。そういった意味では、単に一方通行ではなくて、ともに働く、ともに協働することによって高められる部分があるということが背景にありまして、この「協働」という言葉を入れました。

最後に、このタスクフォースですが、あくまでもこれは連携推進委員会のもとでつくられたということで、タスクフォースだけで議論をして、そこでもって結果としての報告書が出るというものではなくて、きょうは報告の場ということで、余り議論はできませんが、次回、連携推進委員会が7月31日に予定されておりますが、そういう連携推進委員会の場で議論をして、あるいは広くNGO やほかの市民の方からも意見を得て、それをまたタスクフォースの中で反映させて、よりよいものにつくっていく。オープンな議論の場を持って、この中期的連携について最終的な成案を得ていきたいと考えております。

以上です。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

山口さん、ありがとうございます。

報告事項ですので、特になければ次に進みたいと思います。

ここで、木原政務官は退室いたします。どうもありがとうございました。

◎木原外務大臣政務官

申しわけありません。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

それでは、次に報告事項（3）「女性・平和・安全保障に関する行動計画策定にかかる進捗」について、和田主任外交政策調整官、お願いいたします。

（3）「女性・平和・安全保障に関する行動計画策定にかかる進捗」

○和田（幸）（外務省総合外交政策局 主任外交政策調整官）

和田でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料ですが「女性・平和・安全保障に関する行動計画策定にかかる進捗」という1枚物の資料を配らせていただいております。それに沿って概略を御説明申し上げます。

まず、御案内の方も多いと思ひますけれども「1. 経過」でございますが、昨年9月から市民社会の方々と共に安保理決議 1325 の実施のための行動計画の策定作業を開始しております。

（1）は、これまで行った会合をまとめたものです。まず、東京で意見交換会を2回ほどさせていただきまして、そこで市民社会の代表、学識経験者、政府関係者から成る少人数グループをつくって、具体的に文言の検討を進めていくということで一致いたしまして、直近は6月17日ですけれども、これまで8回、少人数グループ会合を行い、政府から市民社会の方々に示しさせていただいた計画案の第1稿を、最初から最後まで検討を終えたところです。いわゆる一読を終えたという状況でございます。

それに加えて、この会議の枠組みの中でも御要望・御議論をいただいた地方での意見交換会も開催させていただきました。これまで3回、沖縄、北九州、京都で行いました。それに加えて、御出席の上智大学の田中先生にも御尽力いただきまして、7月6日には仙台市で予定しておりますし、北海道でも開催すべく調整中でございますが、最新では今、7月25日に北海道で開催する予定となっております。

（2）にまいります。少人数グループで、先ほど申し上げましたとおり、一読を終了

いたしました。これから、頂きましたコメントを踏まえて第2稿というものをつくってまいります。今、この作業は政府部内で行っているところでございます。第2稿を基にして、7月から8月にかけて二読を行いまして、9月にはパブリックコメントに付したいと考えておるところです。

パブリックコメントに付した後も、引き続き必要に応じて少人数グループでの検討というものも進めてまいりますし、パブリックコメントを締め切った後の処理の仕方についても少人数グループで議論をする予定になっております。そういった作業を経て、できれば年末までに策定・公表したいと考えております。

「2. 検討内容」でございます。

(1)に「行動計画案(第2稿)」とございます。これは第1稿の誤りでございまして、おわびして訂正申し上げます。第1稿の「序文」に続き「具体的な施策」についても検討いたしました。柱については①から⑤にあるとおりでございます。市民社会の方々から頂いた提案は非常に多岐にわたるもので、政府側から言いますと、いわばチャレンジなものも多いのでございますけれども、それについてどこまで何ができるかというのを、今、検討している最中でございます。

(2)で「具体的な施策」については、提起された総論的な論点を申し上げますと、まず①にありますとおり、計画案第1稿では政府の中で、とりあえず、ここまではできるかなというものをお示ししたのですけれども、それに対して市民社会の方々からは、既にやっているもの、あるいは予定になっているものではなくて、まさに安保理決議1325及びその関連決議で達成すべき成果として求められているもの。ここから逆算をして、やるべきことを施策として挙げるべきではないかという御指摘を頂いています。

御提案いただいている施策の中には、これまでやったこともないようなものも含まれておりますので、私どもから市民社会の方々に少人数グループ会合などで申し上げているのは、今後策定した後、実施、モニタリング、評価という流れになっていくわけですけれども、最初から100点はとれるとは限りません。1点、2点はちょっと寂しいかもしれませんが、10点、20点、それでも落第ではあるのですけれども、さはさりながら、何もやらないよりは少しずつでもやっていった方が、それはこの計画の趣旨の実現にはいいことに間違いございませんので、そういった精神で考えさせていただきたいということは御説明申し上げているのが現状でございます。

②でございましてけれども、この計画は作って終わりではございまして、実施して、モニタリングして、評価して、更に今の時点では3年後に見直しをして、見直しの後、また実施、モニタリング、評価、また見直しというふうに、これはずっとこれから、今後続いていくプロセスでございます。このプロセスの中にも、これまでと同様に市民社会の代表の方々、あと、学識経験者の方々も入っていただいて、その②にありますとおり、委員会を設置したり、政府内でも作業部会を設置したり、そういったことでしっかりと市民社会の方と共に実施して、よりよいものにしていくということを考えておるところでございます。

ます。

「3. 主な課題」であります。

最初の(1)は、今、申し上げましたとおり、非常に野心的な御提案を頂いている部分が多うございますので、政府部内でも関係各府省庁とどこまでできるというものを外務省が中心としてまとめて、今、調整をしているところでございますし、外務省の中では ODA 事業にかかわるものも多うございますので、国際協力局、更には JICA とどこまでできるのかということ、今、鋭意調整をしているところでございます。

(2)は、先ほど申し上げました今後のスケジュールで、できるだけ9月のパブリックコメントまでには少人数グループの中で大体納得できる案文を7月、8月と、期間は2ヶ月でありますけれども、作っていきたいと考えております。繰り返しになりますが、8月以降も策定に向けて検討は進められていくということでございます。

(3)で、先ほども御議論がございました ODA 大綱など、既存の政策、あるいは見直しされるときにどうやって、この行動計画もその中に組み込んでいくのかということについては私どもから、また外務省の中でも国際協力局と相談をしていきたいと考えているところであります。

最後ですけれども、地方を含めて、これから国内において、この行動計画を周知していくことが非常に重要でございますので、またこれについても市民社会の方とも御相談・御協力いただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

ありがとうございます。

議事次第には記載はないのですが、ここで松川女性参画推進室長のほうから一言お願いいたします。

○松川（外務省総合外交政策局 女性参画推進室長）

御紹介にあずかりました、私、女性参画推進室長の松川でございます。この場をかりて、できれば女性参画推進室が設置されたことについて簡単に御案内させていただきたいと思ひまして、フロアを頂戴いたしました、

実は、この女性参画推進室は4月22日に外務省内総合外交政策局の中に設置されたばかりの、2カ月足らずの新しい室でございます。これはどういうことを所掌しているかといいますと、この行動計画もまさにその一つではございますけれども、外交において女性分野が非常に重要になってきているということを踏まえまして、やはり外務省としても女性に関する施策を統一的な視点でいろいろなところに反映させていく。また、所掌している所管分野としましては国連の中の主たる枠組み、具体的に申し上げますと UN Women とか、CEDAW、CSW、そして国連に限らず、女性に関する新たなイニシアチブとかプロ

ジェクトは全て私の女性参画推進室で所掌することになっております。

そのほかに、最初に申し上げましたように、今、外交の世界でバイの、2国間の協議の中でも、それから、いろいろな違う枠組み、ODAの中でも、環境の中でも、防災の中でも、いろいろなところでジェンダーの視点というものの重要性が指摘されており、かつ、それが外交政策としても重要になってきている。これを踏まえて、横断的にそういう所掌している課室と我が女性参画推進室が連携することによって、より統一のかつ横断的にジェンダーの視点を外交政策の中に反映していく。こういうことが期待されているわけでございます。

1つ、9月に安倍総理のイニシアチブで、女性に関する国際シンポジウムを東京で開くことになっておりまして、それも事務局として外務省が働いているわけですが、オールジャパンの取り組みではありますけれども、外務省が事務局としての役割を担っておりまして、外務省の中では女性参画推進室がその仕事をしているということでございます。

最後に、御紹介に加えてなのですが、今、和田主任調整官からも説明がありましたけれども、この女性分野というものは取り組み自体が、やはり市民社会とともにネットワーキングしながらやっていくのが基本的な取り組み姿勢であってしかるべきだと思っております。分野に限らず、つまり分野というのは、うちの所掌している中のいろいろなプロジェクトがございまして、基本的に取り組みの姿勢として、役所だけでやっていくということではなくて、皆さんと一緒にやっていく。こういう姿勢を大切にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

●稲場（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会）

では、NGO側から、市民連絡会の田中雅子さん、お願いします。

●田中（上智大学）

上智大学の田中雅子です。きょうは市民連絡会の立場から発言します。

この市民連絡会は、この行動計画策定のためにつくられた連絡会です。6月現在、団体で17、個人で61名の方が会員になっておられます。

和田主任のほうから御説明がありましたように、9カ月間で13回に及ぶ意見交換会、また、外務省の関連部署やJICAだけでなく、内閣府の男女共同参画局、国際平和局、防衛省、警察庁、法務省、文科省など、複数の省庁の方々と直接、市民が対話して行動計画をつくるということは、私どもは最初リクエストしたときには本当に実現するのかなと思っただけですが、非常に粘り強い調整をしていただいた結果、実現したことを感謝申し上げます。

こうした直接の対話によって、市民社会の側としては、私どものほうの具体的な提言力の弱さということも痛感しています。また、きょうは私1人しか女性の発言者がいないこ

とからもあるように、どちらかといえばジェンダー主流化は市民社会のほうがおくれていることも実感しております。

世界の関連した動きですと、6月にロンドンで紛争下の性暴力防止グローバルサミットがありまして、日本では残念ながら、メディアも市民社会もほとんどアテンションがなかったのですけれども、最近では紛争下の性暴力を理由にした難民申請者の増加とか、さまざまな面でこの問題に関する世界的な機運が高まっています。この行動計画は、まさにそのことを扱った日本の外交政策、また、国内政策の重要なものでして、世界のほかの国も大変注目していると思っています。

和田さんもおっしゃったように、市民社会側から非常にたくさんの提案をしていますので、もちろん、それを絞ってより効果的な計画をつくっていくということは私どもも願っているところですが、とりわけ近隣諸国との緊張緩和、また、過去の戦争における性暴力を平和教育の中で紛争予防のために実現していく。こういったことは、市民社会としては最後まで入れていくことを要望したいと思っています。

9月にパブリックコメントが開始される予定ですが、市民社会としましては一般の方々への周知という部分で今後も協力を続けていきたいと思っています。

以上です。

(4) 草の根・人間の安全保障無償資金協力 ペルーにおける本邦 NGO によるフォローアップ調査

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

そうしましたら、この3番目の議題につきましては、もし御質問等がなければ次の、草の根・人間の安全保障無償資金協力のほうの議題に移っていきたいと思います。

ペルーにおける本邦 NGO によるフォローアップ調査ということで、過去2年間、カンボジアやタンザニア、フィリピン等でやってきたもので、今年はペルーということでございます。プラン・ジャパンの佐藤事務局長のほうから御発言をいただければと思います。よろしく申し上げます。

●佐藤（活）（プラン・ジャパン）

ありがとうございます。プラン・ジャパンの佐藤でございます。

初めに、私から本件調査の経緯及び概要について簡単に申し上げまして、その後、ここにおります番場がその内容について具体的に御説明申し上げます。

まず、本件の経緯でございますけれども、昨年でございますが、JANIC を通じて外務省からお話をいただきまして、ODA と NGO との交流あるいは連携の促進に資する観点からお受けした次第でございます。ことしの2月に現地調査を行いまして、3月に報告書を提出いたしました。

今回の対象となった案件は、ペルーにおきまして最近実施されました草の根・人間の安全保障無償の対象案件で、5つのプロジェクトでございます。内訳としては、教育が2件、医療・保健が1件、職業訓練が1件、それから、ちょっと変わっておりますけれども、村おこしということで一村一品運動のプロジェクトが1件、計5件でございます。

短い期間で、駆け足で回ってきたということで、それぞれかなりの遠隔地にあるプロジェクトばかりでございましたので、一件当たりに費やした時間は非常に限られておりますが、ある程度の知見は得られたと考えております。

それから、今回もう一つの特徴といたしまして、私どものプランはペルーにおいても長きにわたり活動しております。この中のプロジェクトをあわせて見るということを行いました。具体的には、今の貧困地域で実施しております貧困対策プロジェクトが3件ございます。こういうことで比較をしてみるとという視点も含めました。

そういうことで言ってみますと、現地の在ペルー日本大使館におかれましては、多くの案件を非常に丹念に管理されているということに敬意を表したいと思っております。ただ、今回の調査の中から、この制度全体に係る提言ということで4つほどまとめて結論とさせていただきます。

それでは、具体的には番場から説明申し上げます。

●番場（プラン・ジャパン）

こんにちは。プラン・ジャパンの番場と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど佐藤からも説明がありましたが、草の根と呼ばせていただければと思います。お手元の報告書及びそれを簡単にまとめましたパワーポイントの資料のほうをごらんいただければと思います。

1件目の案件が、病院における医療用ベッドの整備という案件なのですが、こちらは今回の案件では電動ベッド 63 台の支給を行う。それによって、今までサイズが結構大きかったり、軍から払い下げいただいた、ちょっと大き目のベッドを使っていたりというところで、ちょっとサイズの合う、合わないということで、今回、新型のベッドを入れるということです。

今回、全てのベッドに日本の ODA マークというものが付与されていることも確認できましたし、あと、看護師の方々に伺ったのですが、やはりベッドが以前のものに比べて、高さがリクライニング、自動で調節できるということで、非常に業務の効率も上がっているというお話を伺うことができました。

病院の関係者の方々にも意見を伺ったのですが、近隣の関係諸国からの医師の派遣の研修とか、そういったことも行っておりますし、知識の習得とかこれからの能力の向上というところに非常に意欲がとて高い病院であると感じました。

こういった当該意識と申しますか、そういった意識の強い関係者のところに、例えばベ

ッドの支給とかだけではなくて、もっと医療サービスの今後の向上につながるようなトレーニングとか、そういったものも行うことかできれば、今回支給したベッドももっと有効に、中長期的に活用することができるのではないかと感じました。

2番目の案件は、リマにある職業訓練施設における機材の整備案件でございます。ここは、対象は身体障害者と呼ばれている方たちへの職業訓練を無償で提供しております。

縫製、手芸、大工とか、パソコン、農芸、製靴などの8テーマ、22コースを無料で約600名の生徒に提供している。9名の講師が担当しているということで、クラスによって大小の差はあるのですが、単純計算で、1人の先生で約60人の生徒を見ているという、非常に意識の高い先生方であったなと思います。

ペルー自体、経済的には中進国というふうにも位置づけられておまして、現在、経済成長率もここ数年、6～8%ぐらいを維持しているかと思うのですが、成長している国の一つです。ただ、その発展から取り残されている方々、ある意味阻害されているのでしょうか、そういった方たちへの支援という案件としては非常に意義があるものであると思います。私たちプランとしても、こういったエクスクルーデッドといいますが、マージナライズドの方々への支援というものは非常に重要視しております。

この案件では、ミシンであったり、調理台とか、パンを焼くときの機器とか、冷蔵庫とか、そういったものを支給しております。就職率の約8%ということで、この割合の向上というものは今後の施設の課題でもあるのかなと思うのですが、ここにも例えば日本の企業でCSRの一環として、例えば製造業の方に講師を派遣してもらって、講師のトレーニングをやったり、実際に生徒さんたちに技術を教えていただいたりとか、そういったことでも息の長い支援というものが、草の根だけではなくて、ほかとのスキームとかとも合わせることによって、より効果が高くなるのではないかなと思います。

私たちが訪れたとき、ちょうど夏休みだったので、自習している生徒さんたちの目の輝きとか、それに対応していらっしゃる先生方の熱心な姿勢というものは非常に感銘を受けましたし、障害者支援は今後も、経済成長は続いていくのかもしれないのですが、またそこで格差に取り残される人たちへの支援という形では今後も取り組んでいきたいと感じた次第です。

3つ目なのですが、これがピウラにおける一村一品支援計画の案件です。アルガロピナという、ちょっと聞きなれないあれかもしれないのですが、アルガロボという木の種から抽出するシロップで、お菓子とかアイスクリームとかカクテルなどで使用されているものです。私も現地で果物につけて食べたりしてみたのですが、味は、好みはありますが、非常に日本でも食べられるかもしれないです。

一村一品自体、ペルー政府が日本のJETRO、JICA、大使館との連携によって5年前から始めた運動ということで、この案件もその中の一つと位置づけられています。実施団体に関しては20年前から現地で活動しておまして、衛生管理とか加工技術の安定化、品質管理の徹底とか、大量生産を可能にして、再来年までに海外にも輸出できるような国際

基準の取得を目指しているというふうに、非常にここも先を見据えて計画的に実施している団体であると思いました。

売り上げは伸びてはいるのですけれども、今後は競争も多くなるでしょうし、売れてきたら今後は外資の参入とかも考えられるでしょうから、今回、アルガロピナを加工する旧式の機材では加工までに非常に時間がかかるということで、まだ搬入はしていませんが、機材を入れることによって作業効率が半分になるのではないかと見込まれています。

また、協力隊員が1名派遣されておりまして、話を聞いたのですけれども、住民とか生産グループにも非常に快く受け入れられていると感じましたので、今後も案件の効果は期待できるのではないかなと思います。

では、ちょっと時間も押しているということで、4番目と5番目は一緒に御報告させていただきたいと思います。小学校の教室を建てかえるという案件です。

これも、貧困地域において教室を建てかえるという非常に意義深い案件であるとは思いますが、いずれの案件も住民の参加というところがもう少し考えてみていただいてもいいかなと思いました。

例えば、この村にはこんな課題があるのだ。こういった形で解決につなげていきたい。については、こういった関係者、例えば外務省であったり、大使館であったり、NGO であったり、こういう人たちと一緒にやりたいとか、あとは実施の進捗にも住民に当事者意識を持ってもらうようにかかわっていただくとか、例えば資材を運んだりとか、土地を提供していただいたり、単純作業は住民中心にやっていただくとか、そういった形で、案件の評価というものも住民中心になってやってもらうとか、そういったことで新たな気づきとか次の課題の解決にもつなげていくことができるのではないかなと思います。

プランでは、子供の参加という形のところに重きを置いて実施しているのですけれども、今後のコミュニティーの将来を担う子供たちが主体的に取り組むとか、そういった形で草の根案件自体の今後の持続性というものも高まりますでしょうし、住民たちの行動変容とか、そちらのほうにもつなげていくことができるのではないかなと思います。今のが提言の1つ目とも、ソフトコンポーネントの重要性というところにも絡むと思います。

2つ目としては、ほかの一村一品で行われているように、例えば他の ODA スキームとの連携というものをどんどんふやして行って、もっと日本企業もどんどん取り入れていくとか、そういったことも考えていただいてもいいかなと思います。

3つ目として、情報公開の充実です。今、ODA サイトがありますけれども、そちらに例えば案件が、供与時とか、契約しますとか、契約しましたというだけではなくて、その案件がどうなったのか。どんなふうで終わったのかとか、そこら辺も国民に報告していくことによって ODA の理解促進といいますか、そういうものにもつなげていければよろしいかなと思います。

あと、ちょうど今年で草の根が始まって 25 年目ということもあって、ペルーのように経済発展して中進国というふうに位置づけられている国に対する今後のソフト面を重視し

た支援のあり方。それに即したスキームの運用を柔軟に見直していく。そういったところなどを今回の提言として挙げさせていただければと思います。

最後になりますが、日本の ODA のさらなる効果の発現と改善につなげていくために、案件を実施させていただいている私たち NGO と外務省及び大使館との連携というものは必須のものであると思いますので、今後ともよりよい支援が行えるように率直な意見交換といったことをさせていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

佐藤さん、番場さん、ありがとうございます。

徳田課長、ございますか。お願いします。

○徳田（外務省国際協力局 開発協力総括課長）

大変有益な出張報告と貴重な御提言、ありがとうございます。当方からも参加させていただいて、出張報告に写真も載せていただいて、誠にありがとうございます。有益な、勉強になった出張であったと報告を受けております。

提言をいただきましたので、それについて2～3申し上げますと、ソフトコンポーネントの積極的な活用というものは、方向性としてはおっしゃるとおりで、私どもも進めていけば非常に意義があると思っておりますし、担当官にも周知して、ここにまさに書かれたようなことをやっていただいたらと思います。

いかんせん、草の根事業ということで、個別のプロジェクトの額がそんなに大きくない、規模が大きいから、ソフトコンポーネントだけの規模というものはおのずと限界があるかと思えますけれども、ここにお書きになられているようなことにつきましては、方向性としては全く違和感なく、賛同するものであります。

それから、有機的な支援体制に向けてということで、ほかのODAスキームと連携した取り組みということで、これは私ども日ごろから意を用いているつもりではありますけれども、なお一層、連携に努めたいと思っております。

モニタリング費用の拡充とございましたが、既に監査費用、これはプロジェクト費用に組み込めるように制度設計をしてございますけれども、先ほどのソフトコンポーネントと同じように、一件当たりの規模が、金額がおのずと限られていますので、その範囲でということになるかと思えます。

あとは「年度を越えた資金供与」とありますが、今の法令上、今の予決令上、この援助費は年度単位、単年度周期ということになっておりますので、もし年度をまたぐようなことがあり得るとしたら、そこはむしろ弾力的に翌年度の事業として実施するというので、大使館のほうに柔軟に運用・活用していただければと思っております。

それから、情報公開につきましては、方向性としてはおっしゃるとおりなのだろうと思

います。大使館としても代表的な案件、大使館のホームページなどに掲載して情報公開、アカウントビリティの向上に努めているということでもあります。

いかにせん、草の根無償全体で1,000件に近いような、あるいは超えるような数がございますので、そこはアカウントビリティの向上という要請ももちろん、一方でございますけれども、マンパワーあるいは行政コストの調整をどうするかという観点も、これは現場の人間としては恐らく結構悩みながらやっておられるのではないかと思います。

最後に御指摘いただいています、中進国における今後の支援のあり方で、御提言の本文の中にも幾つか書いていただいておりますけれども、この草の根無償を離れても中進国における支援をどうするかというのは私ども、まさにここにございますように、格差の是正をどうするかとか、アドレスしていかなければいけない課題であろうと思っております。

草の根無償資金協力につきましては、やはり大使館が主導的にイニシアチブをとってやっていく事業であることは恐らく変わらないのだと思っておりますけれども、大使館がみずからの活動を行うに当たって重要と思う案件、そういう選定を実施していくという中であって、中進国、恐らく国によって事情はさまざまなのだらうと思っております。いろいろな事情があるのだらうと思っております。

一律にこうするという考え方もあるかもしれませんが、そこは草の根無償につきましては、今、申し上げた事業の意義を鑑みて、大使館の意見を尊重しながら、国ごとに、あるいは分野ごと、プロジェクトごとにアプローチを考えていくということが効果的かなと思っております。

とりあえず、以上であります。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

どうもありがとうございました。

では、大橋さんどうぞ。

●大橋（国際協力 NGO センター）

徳田課長、まだ御挨拶していないのですが、今、御発言のあった中で、この案件については多分、4年か5年前に当時の JICA の総務部長ですか、理事だったかもしれませんが、それから、佐渡島国際協力局長との間で、これは将来的に JICA もやることを考えるのだということで、外務省の文書として出ておりますので、その点、ちょっと確認をしておいてください。

これをいつまで外務省が扱うことがいいことなのかどうかということについて、一度、外務省と話し合いの場でもって合意して意見書を出すということで、それは外務省の側もそれを受け取って、その両者が合意したということになっておりますので、その点お願いいたします。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

そうしましたら、次の議題のほうに。

お一人、ありますね。では、お願いします。

●定松（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

私は発言する予定にはなっていなかったと思いますが、1点、簡単にコメントします。

先ほど NGO と ODA の連携に関する中期計画のところ、相手国の市民社会との関係のあり方ということで、今、提言をしていますけれども、この草の根無償は ODA による、相手国の市民社会組織に対する直接支援のほとんど唯一のツールだと思いますので、これを将来的に ODA が相手国の市民社会に対する支援という、パースペクティブにどういうふうにも有効活用できるかということをご検討いただきたい。この点が報告書のレコメンデーションの中に入っていなかったのも、これはやはり重要だと思いますので、一言つけ加えます。

（5）イスタンブール原則を学ぶための手引き（別冊）について

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

定松さん、重要な点を指摘していただきまして、どうもありがとうございます。

その他、もし御質問等がなければ、次の議題に移っていきたくと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

そうしましたら「イスタンブール原則を学ぶための手引き（別冊）について」ということで、JANIC の堀内さん、お願いします。

●堀内（国際協力 NGO センター）

国際協力 NGO センター（JANIC）調査提言グループの堀内と申します。私からは、イスタンブール原則を学ぶための手引きについてご報告させていただきます。「活動の質向上に関する NGO の取り組みについて」という1枚物の資料と、皆さんのお手元に配りました冊子「効果的な活動を行うためにわたしたちが守るべき8つのこと ～CSO 開発効果にかかるイスタンブール原則を知るための手引き～ 別冊」というパンフレットをご覧ください。

御存じのとおり、ODA の援助効果についての議論の高まりとともに、CSO の開発効果についての議論が進められておまして、私たちが NGO として活動する際に、どのように効果的に活動して、受益者によりよい恩恵をもたらすのか、それを整備するための環境づくりがいろいろ議論されてきて、その結果、イスタンブール原則という CSO 開発効果に関する8つの原則がまとめられました。

こちらのイスタンブール原則を学ぶための手引きとしまして、2012年度に JANIC が作成した手引きでは、8つの原則を簡単に紹介し、うち3つの原則について個別に詳しく解説しております。ちなみに、この中には先ほど話がありました、ジェンダーの平等と公平を実現しますということが書いてあります。

今、皆様のお手元にお配りしている別冊については、残り5つの原則についてより詳しく解説しています。今年度、JANIC としましてはこちらの別冊手引きを作成しましたので、国内の NGO へ普及させるためのワークショップや CSO 開発効果に関する北東アジア地域の会合を実施する予定ですので、引き続き CSO の皆様にはこちらに参加いただければと思います。

以上です。

3. 協議事項

(1) 2013年度NGO・外務省定期協議会の成果と課題

●稲場（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会）

ありがとうございます。

そうしましたら、次に協議事項というところに入っていきますが、現在、15時17分でございますので、協議事項の2つの事項についてはそれぞれ20分弱の時間しかございません。ですので、説明に関しましてはなるべく簡潔にさせていただいて、その上で御意見等、議論等をできればと思っておりますので、ぜひ、その点よろしくをお願いします。

最初に「2013年度NGO・外務省定期協議会の成果と課題」ということで、まず連携推進委員会のほうをまず1つ、もう一つはODA政策協議会のほうを1つということをやってまいりたいと思います。

まず、連携推進委員会のほうで、JANICの大橋理事長、よろしくをお願いします。

●大橋（国際協力NGOセンター）

ありがとうございます。では、いつにも増して早口で申し上げたいと思います。

お手元にある「2013年度『連携推進委員会』の振り返り」について、簡単に部分部分を読みたいと思います。

2013年度も、政務三役が御出席いただけたことは高く評価申し上げたいと思います。情報共有が有効に行われ、一定の成果が得られたと理解しております。

特に、先ほども報告がありました「NGOとODAの連携に関する中期計画」では、より長いスコープとスパンをもって、具体的に、緊密に議論ができているということについても高く評価しております。

もう一つ「ポスト2015に関する外務省・NGO意見交換会」もスピノフして続けております。特にこれは、3月以降はプラットフォームという形で独自に動いておりますが、そういう形で議論が深められていることについて、私としてはありがたく思っております。

2014年度については、徳田課長もいらっしゃいますのでちょうどよかったのですが、1つは中期計画に係る公開の場での審議。これは先ほど、JANICの山口が申しあげましたように、タスクフォースで全部決めることはできなくて、公開の場できちんと議論したところで最終確認をとっていく、という手続をとっていただきたいと思っております。

2番目は、今、徳田課長がいらっしゃるところで、去年も一応申し上げて、結果的には両方はできないねということでやらなかったのですが、今まで3年で、ことし4年目になりますけれども、カントリーレビューを幾つか、多分、今年を入れれば10件近くやってこれました。

普通は、「NGOとの連携」といいますと、外務省から資金的協力をいただくことが連携

ということが主流であったわけですが、これは NGO の知識をもって日本の ODA を、部分的であれ、少しでもよくなってもらうように手伝わさせていただくという連携でございますので、これをやってきて、どれだけ効果があったのかということも 1 回レビューしたほうが、PDCA サイクルも、これで終わりということではなくて、今、1 回、これで見直したらどうかということで、さらに今後、やり方を考えてみるなりということをして今年はやれたらどうなのだろうかという御提案でございます。

私からは以上です。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

ありがとうございます。

それでは、外務省側からは、江原室長お願いいたします。

○江原（外務省国際協力局 民間援助連携室長）

ありがとうございます。

私も、非常にいい議論ができたということは全く同感でございます。今後とも中期計画のほうはよろしくお願いいたします。

連携推進会議で、タスクフォースはマンデートいただきましたので、そこにお返しするのが筋で、全くおっしゃるとおりなので、報告のところでも山口さんがおっしゃったとおり、7 月 31 日の連携推進会議でともに取り組んでいきたいと思っております。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

徳田課長、お願いします。

○徳田（外務省国際協力局 開発協力総括課長）

大橋さんから御提言いただきました 2 つ目のレビューフォローアップでございます。もし誤解がないように、確認まででございますけれども、今年度 4 年目を迎えたということで、御趣旨としては、これまでやってきた、要は 1 点目のカントリーレビューの、さらに横串的なレビューという理解でよろしゅうございますね。

●大橋（国際協力 NGO センター）

はい。今年度もぜひカントリーレビューを続けていただきたいと思いますと思っておりますが、それと同時に、どれだけ私どもが提言したことが適当であったのか、あるいはそういうものが受け入れられたり、受け入れられなかったりしているのかをはっきりさせると、今後のレビューにより効果的にできるかと思っております。このモダリティーはまた一度、膝詰めで話し合わせていただければと思っております。

○徳田（外務省国際協力局 開発協力総括課長）

御提言の趣旨、正しく理解いたしましたので、どのようなやり方が効果的かというのは一旦検討して、また御相談したいと思います。ありがとうございます。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

続けて政策のほうへ行きまして、その後でいろいろ質疑等ができればと思います。

そうしましたら、政策協議会のほうを ODA 改革ネットワークの高橋さん、よろしくお願ひします。

●高橋（ODA 改革ネットワーク）

ありがとうございます。

今の高橋さんの資料の次に 1 枚紙がついていると思いますので、それに基づいて簡単に御報告したいと思います。

ODA 政策協議会というものは、開かれた場で ODA 政策について議論をして、ODA の公開性や透明性を高めることによって、ODA のアカウンタビリティーを高めていくことと、それから、ODA 政策について市民に開かれた場を提供していくことを目的としております。その観点から見て、2013 年度がどうであったかということについて御報告したいと思います。

全体としては、非常によい雰囲気のもとで協議を実施することができたと思っております。

具体的な成果としては、そこに書いてありますけれども、3 点ほど挙げさせていただいています。

1 点は、ODA 政策協議会そのものは国際開発協力局との協議会ではありますけれども、最近、ODA の 이슈が多様な外交政策との関係の中で行われることが多くなる中で、例えば第 1 回目の政策協議会では、まさしく、今日御報告がありました安保理決議 1325 の問題について、こちらは外務省の総合外交政策局に当たるわけですが、今日もいらっしゃっていますけれども、和田主任調整官に出ていただいて、いろいろと意見交換をさせていただくことができたと思っていますし、加えて ODA 政策協議会がこれまでやってきました市民対話の実施要領とか地域開催のモダリティーについても参考にしていただいて、先ほど御報告がありましたように、小グループでの意見交換会が実現したということは、私たちにとっても非常に喜ばしい成果であると思っております。

2 点目は、これも 1 点目とも似ている点ではありますけれども、特に地域の小さな NGO から参加をする場を提供し、この場合は特にアフリカ地域の非常に治安に少し問題があるような地域においての活動の可能性について意見交換をしました。それによって、治安情報や安全対策について個別具体的な NGO と外務省との間の情報交換の新たなチャンネルを開くことができたというのは一つの成果であろうと思っております。

3点目に関しては、ODA 政策協議会では1年の中で必ず1回は地域開催をするということをしておりまして、昨年度は沖縄で開催することが実現できました。こちらに関しても、こちらにいらっしやっています和田審議官や先ほどの総合外交政策局の和田主任調整官からも御参加いただきまして、地域で非常に中身のある、地域性の強い課題、先住民族問題ですとか、海洋ごみに関する地方行政のキャパビルといったように、非常に地域性の強い課題について、なかなか東京だけではできないような課題について意見交換できたことは非常によかったかなと思っております。

他方で、課題が全くないわけではなくて、やはり地域開催をしてみると明らかなのですが、ここ東京でやっています定期協議会の様子とかその存在そのものも必ずしも地域の方々に十分に認知されているわけではないということが改めてわかって、これは私たち市民社会側の課題でもあるのですが、情報発信力の強化や、やはりいろいろな記録をとるのはいいのですが、議事録などの早期での掲載とか、そういったことは心がけていながら、地域に情報を積極的に発信していこうということを考えております。

最後になりますけれども、今年度、2014年度に関しては、先ほども少し議論がありましたように、ODA 大綱の見直しが進められていることから、やはりこのプロセスを市民に開かれた場にしていくことに関しては、まだ今後も、これからドラフトができて、いろいろ意見を交換する場もあろうと思っておりますから、その場においても NGO と外務省との常設の協議体である政策協議会でのモダリティーなども参考にしながら、新大綱のドラフトに向けてパブリックコンサルテーションですとかパブリックコメントのあり方については、積極的に関与していきたいと思っております。

いずれにしても、やはり開かれた対話のチャンネルということの政策協議会の存在意義がますます高くなっていると思っておりますので、今後も外務省と一緒に、これを一つの重要な市民参加のモダリティーとして、あらゆるセクター、アクターに広めていければいいかなと思っております。その上では幾つか課題はあると思っておりますけれども、そこも今後も引き続き外務省と相談していきたいと思っております。

以上です。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

高橋さん、ありがとうございます。

では、外務省側から、まずは沖縄での ODA 政策協議会に出席された和田 NGO 担当大使、それから、和田主任外交政策調整官から感想等がありましたら御発言をお願いします。

○和田（充）（外務省国際協力局審議官）

外務省国際協力局審議官の和田でございます。

高橋さんが、今、おっしゃられた取りまとめについて、私も同感するところが多いです。沖縄での開催も地域特有の、固有の課題について議論もできましたし、非常に有意義であ

ったと思います。

1点だけ、やはり議事録の作成が非常におくれて、なかなか会議の様態等がタイムリーに公表されないということが、会議に参加できなかった人へのアナウンスメントということとの観点でちょっと問題かなと思っていまして、他方で、では、どういうふうにやるのかというのはまた技術的には非常に難しい問題なので、どういうことが考えられるのか、検討すべきかなという感じを持っております。

以上です。

○和田（幸）（外務省総合外交政策局 主任外交政策調整官）

私からも1点、前回、沖縄で開催したときも私もお邪魔して、この行動計画について取り上げていただきまして、また、その機会を利用して沖縄で意見交換会を開催したわけがありますけれども、今後とも、先ほど課題で申し上げましたとおり、地方における行動計画の周知でありますとか、地方各都市における御要望をどれだけ我々は知ることができるかという、非常に重要な点でございますので、今後とも地方開催をする場合には、この行動計画の関係も取り上げていただいて、時間が許せばさらに意見交換会を行うといったことも考えさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

ほかに外務省側から御発言は。

南大使、お願いします。

○南（外務省国際協力局審議官）

国際協力局審議官の南です。

私は、この NGO 担当大使になって2年半で、この会にも何回も参加させていただいたのですが、いまだにもって余り理解できていないことがございます。それは何かと申しますと、連携推進委員会と政策協議会の本当の違いです。

一応、これは私が NGO 大使になったときに説明を受けて、それなりに理解はしているのですが、例えば昨年度の開催の中身を見ますと、第2回連携推進委員会でポスト2015年開発アジェンダをやり、同じく第2回の政策協議会で同じ議題をやっている。そうしますと、本当にこの連携推進委員会と ODA 政策協議会の違いは何なのか。

また、正直申し上げます、私も参加させていただいておりますポスト2015年に関する外務省と NGO の意見交換会が連携推進委員会からのスピノフだというのは知りませんでした。今、初めて知りました。さらに、本来は ODA と関係ないはずの安保理決議1325の対話が ODA 政策協議会から出てきているのも知りませんでした。

ですから、私は別にこれは今、ここで結論を出すとかそういうことを申し上げているわ

けでもなく、私の極めて個人的な、いってみれば不規則発言ですので、そのようにおとり
いただきたいのですけれども、少し整理したほうがいいのではないかと。要するに、この2
つというのはどういう性格を持っていて、本来どういうことを取り扱うべきかということ
は少し外務省、NGO、双方で考えたほうがいいのではないかと思います。

○江原（外務省国際協力局 民間援助連携室）

では、私のほうから。

私も、個人的にはそういう感じを持ったことがございますので、NGO 側のコーディネ
ーターと、事務局は民間援助連携室が仰せつかっていますので、よく話しながらやってい
きませんか。それで、いつも結構、混雑したアジェンダセッティングで、なかなか司会者
が難渋しているところがございますので、その辺も整理すれば、いい構成の、お互いにい
い会議になっていくと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

NGO 側のほうから、まずどなたか、1つは今の提起に関してです。幾つかあるかと思
いますので、発言したい方は全員手を挙げてください。

高橋さんと西井さん。ほかは、JANIC はどなたかいらっしゃいませんか。

順番としては、まず西井さんのほうからお願いします。

●西井（名古屋 NGO センター）

名古屋 NGO センターの西井です。

なかなか本質をついた御提案がありましたので、少し戸惑いながら考えていたのですけ
れども、今、ODA 政策協議会の振り返りのところで、高橋さんからも冒頭に説明があつた
と思うのですが、開かれた対話のチャンネルをつくって、それによって ODA 政策の質の向
上を図っていくというところが ODA 政策協議会の役割といたしますか、狙いといたしますか、
それでやっていることであろうと私は理解しております。一方、連携推進委員会のほうに
関しては、NGO と ODA との連携にかかわる内容について協議を深めていくということで
私は理解しています。

その中で、先ほど南審議官がおっしゃった幾つかの、MDGs の課題、ポスト MDGs の
課題、MDGs 関係が連携のほうでも ODA 政策協議会のほうでも同じように議論されてい
る、議題のダブリがあるという御指摘であつたと思います。それを整理したほうがいいの
ではないかということですが、確かにそれは言えるかも知りません。それぞれの、
ODA 政策協議会、連携推進委員会が持つ役割をもう一度確認した上で、議題を提案する
ときに、これは果たして連携で議論したほうがいいのか、あるいは ODA 政策協議会のほう
で議論すべきなのかというところはもう少し、それは NGO 側のほうでも議論した上で、
ちゃんとした議論の場を設定することは必要かも知りません。そういうダブリがあると

いうことは私どもも感じているところではあります。
以上です。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

ありがとうございます。
順番に、そちらから反時計回りの流れでいいですか。
では、高橋さんお願いします。

●高橋（ODA 改革ネットワーク）

ありがとうございます。
この問題提起は、これまでも何度か出されてきました。そのときに、やはり1つ議論があったのは、今、まさに市民と ODA とのつながりが非常に多様化するといえますか、多極化する、もしくはいろいろな政策について話し合うようなことが必要になってくる中で、これを仮に1つにがちゃんとまとめて2時間という枠の中でやると、一つ一つをどれだけちゃんと議論できるかという課題は1つあります。
ですから、現時点ではある程度、外務省さんにとってみたら1つにまとめたほうが効率的なのかもしれませんが、やはりしっかりと時間を、それぞれ特徴を、先ほど西井さんが言ったみたいに、開かれた場で ODA 政策について話し合うということの特徴も生かしながら、ODA 政策について話し合っていく場を一つきちんと持つ必要があるだろうという感じは持っています。ただ、その議論、問題提起はこれまでもありましたし、議論をしていくことは全くやぶさかではないので、引き続きやりたいと思っています。
他方で、きょうは徳田さんがいらっしゃるから言うわけではないのですが、ODA 政策協議会のメーンのカウンターパートは実は開発協力総括課でして、その意味で制度上、連携のほうは連携推進室になっていまして、そういうことで、そこら辺をどういうふうに整理して考えたらいいかというところもちょっとありますので、ぜひ引き続き議論をしていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

その他、御発言は。では、大橋さんお願いします。

●大橋（国際協力 NGO センター）

今の南大使の御発言は、私たちは期待していなかったのでもっと混乱していますけれども、御指摘の点は私自身も感じております。例えば、この全体会議は年1回開催なので、ですから、全体会議をもっとフレキシブルに持つとかは検討すればよいと思います。一方で、ある程度それぞれ独自にやってきましたから特徴がありまして、それはそれなりにまた評価しなくてはいけない点だと思うのですけれども、重複があるということもま

た認識されているので、では、そこはどうかということ、極めてお互いに大変なことは減らして、しかし、より効果的にやるという議論で考えてみたいと私は思っておりますので、こちら側でも少し議論を進めさせていただきたいと思っております。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

その他、ありますか。山口さん、大丈夫ですか。どうぞ。

●山口（国際協力 NGO センター）

御指名がありましたので。

幾つかスピノフしてできているグループ、タスクフォース等がありまして、そこで結構深掘りができているのは非常にいいと思うのです。ですから、ある意味ではひょっとしたら1つにして、深掘りする議論をどんどん出して行って、ただし、そこだけで完結するのではなくて、今、中期計画のタスクフォースがあるように、それを本体の親会議のほうに上げていきながらというやり方もあるのかなと思いましたが、改めて、これをどうかというのは NGO 側でもう少し議論をして提案したいと思っておりますが、今年度はこういう枠組みでつくってあるので、来年に向けての改善ということで、今年中に方向性を出していきたいと思っております。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

ありがとうございます。

ポスト 2015 年に関する意見交換会に関しましては、実際には、この定期協議会それ自体のスピノフであって、正確には連携推進委員会のスピノフではないというふうに私自身は理解しております。

ただ、こちらの意見交換会のいわゆる世話人になった関係者が連携推進委員会関係の人が多かったということでこういう書きぶりにはなっておるのですが、基本的にはこれは連携推進委員会のスピノフというよりは、定期協議会それ自体からのスピノフということで設けられているというふうに御理解いただければと思います。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

南大使、お願いします。

○南（外務省国際協力局審議官）

長々と済みません。

先ほど山口さんがおっしゃられたスピノフの活用というものは、私はそれも一つの考えだと思っておりますが、ただ、スピノフについて、どういうときにどういうものをつくって、それでこういう連携推進委員会とか政策協議会への報告をどうするのか。また、その

スピノフのタイムスパンといいますか、いつまで存続させるかというものもきちんとルールとしてつくったほうがいいと思います。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

ありがとうございます。

今の南さんからの発言に対して、御返答はございますか。

引き続き、ルール化に努めるということで。

●山口（国際協力 NGO センター）

ちょうど NGO-JICA 協議会でも同じようなことがありまして、あくまでも分科会とかタスクフォースは期限を決めて、目的を決めてやりましょうと。ずるずるとやるのではないということを議論しておりますので、同じようなことで、どういう意義があって、いつまでやれるかということを明確にして、そういうルール化というものは、それも含めて今年度中に方向性を決めていけばいいのかなと思います。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

ありがとうございます。そうしましたら、そろそろ。

まだありますか。では、よろしくお願ひします。

●西井（名古屋 NGO センター）

ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、今、2つに分かれている委員会を1本にまとめようということではないですね。この ODA 政策協議会と連携推進委員会、この枠組みはちゃんと守っていく上での、議論の中身を整理しましょうという御提案だということによろしいですね。

○南（外務省国際協力局審議官）

ごめんなさい。私が申し上げたことは何ら外務省の公式見解でもなくて、私の個人的な意見であって、今、何か外務省としてはっきりした方針があるわけではありません。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

では、次のほうに行かせていただきます。

この点については、今日はいろいろ議論があったということで、また別途、いろいろと整理が進むということが必要かなと思っております。

では、その次の議題のほうで「他省庁にまたがる地球規模課題に関する意見交換の持ち方について」ということで、まず JANIC の大橋理事長から御発言をよろしくお願ひいたします。

(2) 他省庁にまたがる地球規模課題に関する意見交換の持ち方について／E
SDユネスコ世界会議、第3回国連防災世界会議等

●大橋（国際協力 NGO センター）

たくさんしゃべって申しわけございません。JANIC の大橋です。

協議事項の最後です。協議といいますか、これは御助言いただきたいことというふうに理解していただいても結構かと思っております。

【議題論点】のところに書いてあるとおり、多くの省庁にまたがる地球規模課題に関するアドボカシー活動を行うときに、私どもとしては、例えば外務省が主導するものと、必ずしも国際協力局でなくても、いろいろなことを外務省の窓口から声をかけていただいて、この場なり別の場なりという形で協議ができているということは、今までの話の中でもおわかりになると思うのです。

私どもが経験したのはこういうことです。ちょうど昨日まで続いておりました第6回アジア防災閣僚級会議、そして、来年の3月の国連防災世界会議に向けて、JANIC 等が中心になって、JCC2015 という新たなプラットフォームが結成されました。これには85 団体が参加していただいて、政策対話と、それから、仙台での会議に向けたいろいろな企画の取り組みという、分ければ2つ以上になるかも知りませんが、基本的なコンテンツと、ロジとは言いませんが、要するに物理的な枠組みということについて話し合いを詰めていきたいと思ったわけであります。

外務省の方に、これはどなたにお話ししたらいいのかということ伺ったところ、外務省なのか、内閣府なのか、まだ決まっていないという話を受けて、しばらく私のほうも体制をつくっていくのに時間がかかったのですけれども、結果的に、これは内閣府になったから、内閣府に話してくださいよ、話しておいたからというふうに言われて、私どももすぐ内閣府へ行ったのですが、私どもの対応が悪かったのかもしれないけれども、なかなか対話に結びつきませんでした。

結果的に、御存じのとおり、来年の3月に採択されるポスト兵庫行動枠組、いわゆるHFA2 のコンテンツについては、アジアでは最後のコンサルテーションの機会でした。あとはジュネーブでのビューロー会議に移っていくということで、今後は、ロジの話が中心になっていきます。もちろん、ロジも非常に重要で、仙台宣言というものは日本政府がかなり影響力を持たれると思っております。それから、仙台会議のあり方についても日本政府がかなりイニシアチブをとられるでしょうから、それは政策的なレベルを含めての議論を続けていきたいと思っております。ただ、HFA2 についての議論は、別の場に移っていきました。

ですから、それまでのところの議論やほかのいろいろなことについて、例えば先ほどから言っている国連 1325 決議の話ですと、すごくうまく外務省が主導して下さって、ほ

かの省庁を巻き込んでやってくださっていて、うらやましいなと思うと同時に、そこから、私はどうしてできないのだろうと思ってしまうわけでありまして、結果的には内閣府が主催されている国内準備会合の3回目に私どもを呼んでいただいて、香川審議官もいらしたかと思いますが、5分ほど御発言の機会をいただいたのですけれども、それだけなのです。

結局、ここら辺の関係性というものは、外務省との関係と、私ども国際協力をしているNGOと、ほかの省庁、特に内閣府とはまた違うレベルになっておりまして、別にこれだけではなくて、ESDのこともありますし、いろいろなこともありますので、今後、特に外務省が中心にならず、他の省庁との国際的規模課題の議論ができたときに、どういうふうに私どもがかかわって、それなりにお役に立つか、妨害するかはわかりませんが、そうしたプロセスを明確にさせていただくなり、少しお助けいただければと考えております。

省庁間の問題ですから簡単には超えられないでしょうけれども、やはりきちんとした議論を積み重ねるようにした方がよいと思います。外務省との関係ははっきりできていますので、これが全くそのまま同じようにできるかどうかというのは別にしても、少なくともこういうぐらいの話し合いはしているよという働きかけなり、あるいは省庁連絡会の中からスピノフする形でこういう議論をしようという働きかけをお願いしたいです。あるいはコンテンツについてはこうだ、ロジについてはこうなのだという分け方を示していただくだけでいいと思います。私どもとしては、内閣府の、誰とというのとはわかってはいるのですけれども、どのように話していくとそういう形につながるかということがわからなかったということがありますので、これは私どもの能力のなさと言われればそのとおりなのですが、もうちょっとお助けいただくと、よりよい協力になれたのではないのでしょうか。

結果的には、私どもが一番お願いしていた原子力災害みたいなものも取り扱っていくように、ということについては話し合いがけっこう積極的に進んでいると私は理解していますが、外務省さんはそれも押していただいているように私は感触的に思っておりますけれども、いずれにしても、そういうことを含めて、今回のことを例に、あるいは今後起きたらこういうことが考えられるのではないかとということをお助言なり御示唆をいただけないかということが今回の一番のポイントです。

おわかりになりましたでしょうか。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

外務省側から、香川地球規模課題審議官をお願いします。

○香川（外務省国際協力局 地球規模課題審議官）

地球規模課題審議官の香川でございます。

この会議に初めて参加させていただきまして、枠組みとか、なかなか難しい議論をされているなと思って聞いていたのですけれども、ただ同時に、大橋さんがおっしゃられ

るように、相当、回数を重ねて、歴史の積み上げで、いい相談の場ができ上がっているということなのだと思いますが、私はどちらかといいますと外回りばかりしてしまっていて、皆さん方と直接お話しする機会が少なくて大変申しわけなく思っています。

今、大橋さんが提起された点ですけれども、1つ、他省庁にまたがる地球規模課題で、他省庁がむしろ主導して行うものと言われたのですが、外務省としては、対外的な関係は我々が所管して、きちんと国連の会議、ESDであればユネスコの会議ですけれども、これも国連の会議でありますし、防災会議は国連の会議でありますし、我々として国内官庁がやっているものであるという理解はありません。ちゃんと我々自身が責任を持ってオーガナイズしていかなくてはいけないものであると思っています。ただ、国内の準備の過程で、国内の準備をどうするか。あるいはサブスタンスにかかわる問題について、我々だけでは知見が足りない部分もありますし、準備の関係もありますので、関係省庁が集まって議論し、準備をしているということなのでございます。

今、いろいろおっしゃられました中身の準備の話、意見を聞いてもらえないかというお話はそのとおりだと思いますし、できればこれから、防災会議であれば来年の3月に向けて、ESD ユネスコ世界会議について御意見があるようであれば、それは今年の11月ですので、その前に何回か意見を聞かせていただくようなセッションを設けられないかと考えます。ただ、時期的にいつごろにするのかというのは、例えば夏に1回、秋に国連総会なんかが始まりますとなかなか、我々も相当忙しくなってきますので、その前に、9月の国連総会とかそういったものが始まる前に1回、そういう機会を設けさせていただくのか。

それで、国連防災世界会議とESDの関係で言いますと、11月にジュネーブで行う防災会議についての準備会合がありますし、ESDは本番を迎える前に、秋に1回、そういう会合を開催するのも考え方ですし、防災会議であればもうちょっと直前に、あるいはロジ的なものも含めて、それがむしろ中心かもしれませんけれども、どういうイベントみたいなものやっていたかみたいなものも含めて、そういう意見交換みたいなものをすることもありましょう。

我々、地球規模課題審議官組織はそれこそ世界でいろいろな会議、国連主催、あるいは各国主催の会議に出ていて、シビルソサエティーと一緒にそういう会議が開催され、いろいろ協力をしているというのを肌で感じている組織でもありますし、我々としてはぜひ、日本で行う会議におきましては日本のシビルソサエティー、それから、海外から来られるであろうシビルソサエティーの各団体・関係者、そういう人たちと協力しながらやっていきたいと思っています。

ですので、そういう意見交換の中で、こういう点をサブの点で強調してもらいたいという、我々自身が全て決められる会議ではないのは御案内のとおりでして、ジュネーブで文書についても、会議のオーガニゼーションについても、国連あるいはそのメンバーステーツと協議しながら決めていくので、皆さんから伺った御意見がどれだけ反映されるかというのは別問題ですけれども、我々としては十分、皆様方の御意見とかを踏まえて、参考に

しながら、これからサブの詰めを、あるいはロジスティクスの詰めを行っていきたいと思っています。

いつごろ、どんな形でやりたいのか、希望があればぜひ言っていただき、今日は時間がなくて、そういう具体的な、こういう問題で国連防災会議のサブでこういう点を強調してもらいたいのだと細かく聞けないのですけれども、そういう聞かせていただくようなセッションを設けさせていただきたい。もちろん、そこには内閣府、関係省庁も一緒に、そういう聞くようなセッションにできればいいなと思っていますが、まだそこは御希望をお伺いした上で政府内で検討していきたいと思っています。

とりあえず、私のほうからは以上です。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

南大使、お願いします。

○南（外務省国際協力局審議官）

防災会議、ESDについては、今、香川が申し上げたとおりなのですけれども、大橋さんが配付された紙を拝見していて、防災会議、ESDに加えて、国際金融機関、地域開発銀行の話が出ていますが、これは正直言って、ちょっと外務省がやるのは無理という感じがいたします。

なぜかといいますと、結局、これらの会議については我々として財務省に対してほとんどレバレッジがないので、これは外務省に依頼に来られても、財務省がうんと言わなければそれまでと思っています。結局、では、どういう会議で何ができるかというのは、それぞれケース・バイ・ケースで御相談させていただくしかないのではないかという気がいたします。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

あと、ほかに外務省側からございますか。

●稲場（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会）

では、NGO側のほうから御発言をお願いします。

どうぞ。

●山口（国際協力NGOセンター）

確かに、財務省が主導する会議等には難しいということも理解は多少できるのですけれども、一方で2016年にG20が日本で行われる可能性が高いということで、それについては日本政府、外務省が主導されると思うのですが、そこにおいては市民社会も非常に関心を持っておりまして、一緒につくっていければということで、多分、フォーラムなども

開かれると思うので、その点に関してはぜひ協力をしていければと思います。

ちょうど、先ほどのタスクフォースのほうでも議論しているのですが、そういうときに、稲場さんもいらっしゃいますけれども、特にアドボカシーNGO が大きな力を発揮できるということで、そこを中心的に NGO との連携ということでできればということを非常に期待しております。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

特に御発言はございますか。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

そうしましたら、この議題についてはこれでよろしいでしょうか。

○香川（外務省国際協力局 地球規模課題審議官）

1つだけ、具体的にいつごろがいいのかというのを、我々が恣意的にこの人たちを集めてお話を聞きましょうではいけないと思います。ただ、この場を使うのはまたいろいろ、先ほどの議論ではないですけれども、どうなのかというのはちょっと整理の問題があるのかもしれないし、そういう個別に、大橋さんが先ほど言われた八十数団体でつくられた団体全ての方が集まるような形なのか、あるいは幾つかの集まりの、そういうアレンジをしていただいて、ぜひ日程的には御相談いただければ、私が先ほど申し上げたようなスケジュール感も踏まえながらお考えいただいて、これでどうでしょうかということで具体的に相談をしていきたいなと思います。

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

どうぞ。

●大橋（国際協力 NGO センター）

審議官、ありがとうございます。

これから大体2回のビューロー会議がありますし、今度、日本の準備会議の日程もありますので、それらをにらみながら、今日ここに出席している皆さんには既存のパイプを通じて少なくとも情報はお渡しして、モダリティーは今後考えていきますけれども、日程をにらみながら提案させていただき、皆さんに御通知を申し上げるという形にしたいと考えております。今、関心を持っているのは JCC2015 参加の 85 団体ですが、それを中心に話し合いを進めていくようなものをきちんと作り上げていきたいと思っております。

ありがとうございました。

4. 閉会挨拶

●稲場（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会）

協議事項で非常に活発な討議が行われて大変よかったですと思います。

最後の閉会挨拶を JANIC の谷山さんからお願いいたします。

●谷山（国際協力 NGO センター）

JANIC の谷山です。

1996 年から始められた定期協議ですので、18 年目、本当によく長くやってこられたと思います。今日の議論を聞いていまして、とても活発な議論だったと思います。南審議官の最後の問いかけのように、予定調和的ではないといいますか、そういうものがなければ、やはり私たちもしゃんしゃんの会議に甘んじてしまうということもありますので、とても刺激になるいい議論であったと思います。特に今日日本国内・国外を問わず、政治情勢の変化、あるいは社会情勢の急激な変化の中で、ますます NGO と外務省の制度化された対話の枠組みが続けられるということの重要性を本当にひしひしと感じているところです。

NGO にとっても、恐らく外務省にとっても、ODA 大綱の改定というものは最大級の重要事項であったと思いますけれども、これについても長く NGO・外務省で情報交換をしようという取り組みがあったと思います。2010 年の ODA のあり方検討以来、この定期協議の場で NGO 側からも、見直しの着手の動きについて聞きたい、動きがあったら教えてくださいということはずっと言っていたと思うのですが、そんな中できょう、関西 NGO 協議会の清家さんからもプロセスの話がありましたが、3 月の見直しの発表に際しては、NGO 側は驚きがあったというのも正直なところです。そんな中で、NGO 側からはもう少し前広に、現 ODA 大綱の評価も含めて対話をしてほしかったということは言わせていただいております。

しかし、さまざまな制約から課題があった中でも、臨時政策協議会、あるいは関西での意見交換会を実現していただいて、本当に難しい中での対応に感謝を申し上げたいと思います。これもまさしく 18 年積み上げられてきた、この対話の蓄積の中で信頼関係ができてきた。これがなければ、この後、いろいろな形で NGO・外務省の関係性も緊張があったり、緊張が緩んだりすると思いますけれども、いい関係を維持し、議論が活発に行われるという土台がなかったのではないかと、改めてこの定期協議会の大切さを痛感する次第です。

一方、この外務省と NGO との定期協議というものは、市民と政府との意見交換の原点なのです。これを一つのモデルにしながら、財務省と NGO の意見交換会が始まり、JICA と NGO の意見交換会が始まりました。それ以外に GII の意見交換会、あるいはまだ制度化されていませんけれども、内閣官房の中における TPP 対策本部と市民社会との対話というものも続けられてきましたが、これらは、私たちとしては外務省・NGO 定期協議会が

あるのだということをお示しすることによって、そんなことができているのかということ
で実現してきています。

同時に、今日の議題にもありましたように、外務省の中での部局から他省庁との調整・
連携などにおいても、この場を一つのきっかけとした窓口のあり方について、これからも
話し合いを続けていきたいと思っています。せつかく、この原点としての定期協議がほか
の 이슈についても少しは対話の入り口、きっかけになるような、そういう働きを外務
省さんにも頑張ってもらいたいですし、NGO のほうも頑張りたいと思いますので、よ
ろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

○川口（外務省国際協力局 民間援助連携室）

谷山さん、ありがとうございました。

それでは、これにて本年度 NGO・外務省定期協議会「全体会議」を終了したいと思います。

また今年度1年間、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。